

2023 年 9 月

お客さま各位

日新火災海上保険株式会社

『日常生活傷害補償保険ご契約のしおり』の記載誤りについて
(お詫び)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日常生活傷害補償保険をご契約いただいたお客さまにご案内いたしました「ご契約のしおり」の記載内容に一部誤りがあることが判明いたしました。ご迷惑をおかけし誠に申し訳ございません。

つきましては、下記「正誤表」の内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

今後このようなことが発生しないよう努めてまいりますので、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

<正誤表>

次の下線太文字部分が誤りのあった箇所です。

◆P.54 基本補償特約(日常生活型) 別表1

誤		
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの ～(略)～	

正		
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの ～(略)～	<u>34%</u>

以上